

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表2まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 [債務者が中小企業者である場合]

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	635	2,280	3,846	5,309	6,925	8,751	11,004	14,517
うち、実行に係る貸付債権の額	156	2,052	3,417	4,889	6,760	8,480	10,428	13,796
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	479	116	304	296	40	129	432	577
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	111	124	124	124	141	143	143
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	114	1,463	2,581	3,813	5,175	6,822	8,113	10,354
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付は上記内容に含んでおりません。

注3. 申込受付日より3ヶ月を経過してもなお継続審査中であったものの、東日本大震災によりお客様と連絡を取ることが困難等の理由から、謝絶したものとみなさなかつた債権に係る累積金額は、154百万となっております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表2まで）

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	75	278	461	611	763	928	1,157	1,473
うち、実行に係る貸付債権の数	33	249	415	567	743	895	1,094	1,406
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	42	16	30	28	4	16	45	49
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	16	16	16	17	18	18
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	24	166	287	387	488	619	728	902
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付は上記内容に含んでおりません。

注3. 申込受付日より3ヶ月を経過してもなお継続審査中であったものの、東日本大震災によりお客様と連絡を取ることが困難等の理由から、謝絶したものとみなさなかつた債権に係る累積件数は、8件となっております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3から別表4まで）

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 [債務者が住宅資金借入である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9	102	203	221	243	267	420	797
うち、実行に係る貸付債権の額	0	100	172	208	227	257	326	639
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	7	7	7	7	7
うち、審査中の貸付債権の額	9	2	28	3	6	0	84	147
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	2	2	2	2	2	2

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付は上記内容に含んでおりません。

注3. 申込受付日より3ヶ月を経過してもなお継続審査中であったものの、東日本大震災によりお客様と連絡を取ることが困難等の理由から、謝絶したものとみなさなかつた債権に係る累積金額は、14百万となっております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
法第5条に基づく措置の実施状況（別表3から別表4まで）

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が住宅資金借入である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	12	23	27	29	32	45	91
うち、実行に係る貸付債権の数	0	11	18	23	26	30	37	69
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	2	1	4	2	1	0	6	20
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付は上記内容に含んでおりません。

注3. 申込受付日より3ヶ月を経過してもなお継続審査中であったものの、東日本大震災によりお客様と連絡を取ることが困難等の理由から、謝絶したものとみなさなかつた債権に係る累積件数は、2件となっております。

## ◎金融円滑化の進捗状況について

当組合では、地域金融機関として地域への円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化を図るといった社会的責任を果たすため、お客さまの目線に立ち、新規のお借入および貸付条件変更等のご相談・お申し込みに対して柔軟に取り組むなど金融の円滑化を積極的に推進しています。

また、東日本大震災に伴うお客さまの直接的・間接的な被害および影響を踏まえ、当組合はお客さまの状況に応じたきめ細かい、弾力的かつ迅速な対応に努めるとともに、地域経済の復旧・復興に向けて積極的に取り組んでまいります。